

減災対策推進特別委員会行政視察概要

1 視察月日 令和5年11月8日（水）～11月9日（木）

2 視察先及び視察事項

（1）福岡県春日市

災害時の障がいがある人へのサポートについて

（2）福岡県

要配慮者への支援について

3 視察委員

副委員長 田 中 ゆ き

委 員 谷田部 孝 一

視察概要

1 視察先

福岡県春日市

2 視察月日

11月8日（水）

3 対応者

議長（受け入れ挨拶）

地域共生部福祉支援課課長（説明）

福祉支援課障がい福祉担当課長補佐（説明）

4 視察内容

（1）災害時の障がいがある人へのサポートについて

ア 春日市の概要

春日市は、福岡市南部に位置し、東西4キロメートル、南北5.3キロメートル、面積が14.15平方キロメートルで、福岡県下最小の市である。西日本でも有数の人口密度の都市として発展しており、「弥生銀座」と呼ばれるほど、弥生時代の遺跡が市内各所に点在している。

市内には、大きな山や河川がなく、崖崩れや水害はほとんど発生しない地形である。一方、活断層による大地震、近年は特別災害級の台風接近があったことなどから、いつ起きるか分からない災害に対する備えを進めている。

イ 春日市の災害対策の特徴

春日市の災害対策の大きな特徴として、自治会が主体となった共助の力を活かした防災活動が行われている点が挙げられる。春日市は、厚生労働省の安心生活創造事業の取組を推進しており、その事業の一環として、「ご近所のつながりカード」を作成している。このカードをもとに、災害時に支援や見守りを必要とする方を、自治会単位でマップ化し、市や社会福祉協議会と情報共有をしている。

ウ 障害がある方への支援

障害がある方への支援として、「障がいのある人とサポートする人のための防災の手引き」を作成している。この手引きの優れた点

は、障害の種別ごとに、障害がある方が災害時に必要な持ち物や、普段からの備え、災害時の行動について、詳しく書かれていることである。さらには、災害時の移動支援や避難先での支援、情報の伝え方や医療機関との連携など、障害のある方をサポートする側の具体的な行動が書かれている。

この手引きは、手帳交付時に障害がある方へ直接説明をして手渡しているほか、自治会や民生委員、児童委員、関係団体、社会福祉協議会、市内小中学校等に広く配布している。障害者団体の方からは、「全戸配布して欲しい」という要望が出るほど、障害者の視点に立った内容になっている。

イ 質疑概要

Q 障害者の割合はどの程度なのか。

A 現在市内では4%程度である。県が7%であるため、低い水準となっている。

Q 自治会や民生委員、社協、防災関係の会合の在り方はどのようになっているのか。

A 自治会が主体で、各団体がサポートする形で運営をしている。

Q 要支援者名簿の自治会、町内会への共有はしているのか。

A 自治会、町内会には共有していない。

Q 津波の被害等の想定はあるのか。

A ない。山や大きな川がないため、土砂災害の危険箇所もほとんどない。

Q ご近所つながりマップはどのように作成しているのか。また、市との情報共有は行っているのか。

A 自治会ごとに作成をしており、市との情報共有は行っている。

Q 民生委員・児童委員による見守り活動は行われているのか。

A 行われているが、令和5年4月から個人情報の保護のため、民生委員・児童委員の見守り活動がしにくくなってきている。

Q 要援護者のデータ（高齢、障害等）の把握はできているため、ご近所のつながりカードは不要ではないのか。

A つながりカードを4000人くらいが提出しており、必要な情報となっている。

Q つながりカード作成の課題はあるのか。

A 大型マンションなどでセキュリティがしっかりしていると、民

生委員の訪問ができなくなってしまうなどの課題がある。

Q 子供たちの力を生かした防災力の強化や地域イベントへの参加はどのようになっているのか。

A 普段から地域と学校が連携できるように、地域活動に学校が参加している。

Q 子供たちが地域に出てきて災害時の力になれるのか。

A 自治会によっては、中学校と連携して防災訓練等を実施しているところもあるため、力になれると想定している。

Q 障害がある方と健常者がふれあう機会はあるのか。

A スポーツ大会を通じた取組や障害者週間での取組等がある。

Q 個別避難計画の作成状況はどうなっているのか

A 人工呼吸器使用者のみ作成している。

Q 様々な障害がある方への、ハンドブックの周知や防災行動につなげるための取組は、何を行っているのか。

A 障害が多岐に渡るため個別対応になってしまうが、行政からの指導やサポートを日頃から大切にしている。

Q ヘルプカードを所持している人の数はどのようになっているのか。

A かなり周知ができていて、持っている方が増えている。

Q 「ご近所のつながりカード」作成後の共有はどうなっているのか。

A 市の高齢課、社会福祉協議会、地域の民生委員等で共有している。

Q 各障害者団体の方からの反応はどのようなものがあったのか。

A 特に改善点等の要望はなく、全戸に配布してほしいという声があった。

(2) 委員所見

障害の種別ごとに、支援のポイントや関わり方をわかりやすく示している手引きは、本市においても、当事者やご家族、障害者団体、地域等と連携し、具体的な災害時マニュアルとして作成すべきと考える。

また、作成するだけでなく、災害時により役立つ手引きとするためには、あらゆる災害を想定した、訓練等の実施及びできる限りの参加を促し、現場のニーズに合ったものにしていくことが大切だと考える。

個別避難計画には及ばなくとも、障害特性に応じた手引きは、災害時に当事者だけでなく、支援する家族や地域の人に役立ち、重要な取組と考える。本市に暮らす障害者の障害種別や居住地域、特別支援学校、障害者施設の分布など障害者の状況を把握した上で、手引きを生かした災害時障害者支援体制を構築していきたい。



(春日市議会議場にて)

視察概要

1 視察先
福岡県

2 視察月日
11月9日（木）

3 対応者
防災企画課防災企画係主事（受け入れ挨拶・説明）
参事補佐兼防災企画係長（説明）

4 視察内容

（1）要配慮者への支援について

ア 福岡県の概要

福岡県は、人口約517万人、総面積は約49万9000ヘクタールであり、全国の総面積の1.3パーセント、九州・沖縄の11.2パーセントを占めている。29市29町2村を有し、福岡都市圏を中心に人口が増加し、九州の総人口の36パーセントを占めている。

福岡県の自然環境は、北部には筑前海（玄界灘、響灘）、豊前海（周防灘）、西南部には有明海が広がっている。海には、筑後川、遠賀川、矢部川などの河川が注ぎ込んでおり、流域には平野が開けている。また、英彦山地、筑肥山地、背振山地などの山岳地帯のほか、三郡山地など都市近郊の山地もあるため、様々な地形があり、想定される災害も地域ごとに異なっている。

イ 個別避難計画の作成

福岡県では、令和4年度から個別避難計画作成推進事業を推進している。本事業では、要支援者の安全・安心を高めるため、個別避難計画（以下、計画という。）の作成率が低い市町村を対象として、計画作成への理解向上及び避難支援者の確保等に取り組み、全市町村の計画作成率が100%に近づくよう支援している。内容としては、避難支援者の確保、計画手順書作成に向け協議を行う場の設置、計画手順書の作成、計画の作成と検証、市町村独自の取組への支援等が挙げられる。

作成の流れとして、初めに庁内外における連携体制の整備を行っ

ている。計画作成の必要性や、支援を必要とする方が地域に暮らしていること、発災時は要援護者の避難支援を皆で協力して行うことなどについて、啓蒙・啓発をしていく取組である。地域の自治会や社会福祉関係者、市町村など、要援護者を把握し、日頃から顔のみえる関係を築くことも取組の一つとなっている。次に、ハザード状況から対象地区、心身状況・世帯状況等を選定し、その後地区ごとに対象者を選定し、対象の方の避難支援関係者や避難支援実施者に計画の意義や事例を説明し、対象者の基礎情報の収集を行った上で、ケース会議を開くなどをして計画を作成する。計画は、一度作成したら、それで完結するのではなく、より実効性を確保するために、地域防災訓練等において、対象者、避難支援者、関係者が災害時を想定した避難を行い、改善を図っている。

ウ 計画作成の課題

計画作成の課題として、支援をしたいと思っても、怪我や事故等のリスクを懸念してしまうなど、避難支援を行う人材の確保が難しいという問題がある。また、計画作成においては福祉職への負担が大きくなってしまふことや、そもそも地域のつながりが希薄になり、要支援者が見えてこない等の問題もえ挙げられる。それらの課題に対して、福岡県では、地域防災活動への出前講座を実施し、地域のつながりで避難支援を行う環境醸成や、計画作成における福祉職の負担軽減を図る取組を始めるなどしている。

市町村によっては、県の作成した防災ハンドブックに、各市町村のハザードマップを付けて配布をするなど、その地域特性等に合わせ、必要なページを抜粋して独自のハンドブックを作成している。

エ 福岡県防災ハンドブック

福岡県では、各市町村における防災力向上を支援する取組として、平成29年に福岡県防災ハンドブックを作成した。その経緯として、平成27年に熊本地震が発生したことや、福岡県内の小規模な市町村の中には、マンパワー不足等により防災ハンドブックを作成できていない自治体もあることから、サンプルとして県が作成を行った。その後、著作権フリーにすることで、市町村が県の作成したハンドブックを活用できるようにしている。

オ 多様な対象に合わせた防災ハンドブックの作成

さらに、福岡県では、情報量の多い福岡県防災ハンドブックから

必要な情報だけを読み込むのは難しいと考え、高齢者、子供、外国人など、各特性に合わせたハンドブックも作成している。高齢者向けでは、文字を見やすく大きくし、子供向けでは、低学年用と高学年用、風水害編・地震津波編に分け、外国人向けでは、福岡県内に在住している外国人の国籍を把握して多様な言語で作成している。また、インバウンド向けにポケットサイズの災害時の対応を示したリーフレットも発行している。

カ 質疑概要

Q 計画における、避難支援者の確保は誰が担っているのか。

A 自治会、消防団、自主防災組織、隣近所が担っている。また、要支援者同士で共助する動きもある。

Q 計画の作成は福祉専門職が行っているのか。また、作成の際に連携等はしているのか。

A 作成は福祉専門職のため、福祉専門職の負担になってしまっている。連携については、町役場、ケアマネ協会などに行っている。

Q 計画の記載内容における課題は何か。

A 避難経路の選定が難しい点が課題である。

Q コミュニティの中で孤立している人に対して、どのように支援を行うのか。

A コミュニティを巻き込むため、共助の意識が芽生える方法を検討している。

Q 県が市町村に計画を示しているのか。

A 県が市町村にひな型を示して、市町村がそれを基に柔軟に対応している。

Q 春日市では要支援者情報を自治会で収集し、個別避難計画を立てているが、福岡県ではどのような方法で計画を立てているのか

A 県では特に立てていない。自治会など地域の支援も受けつつ市町村で作成している。

Q 各町内会や自治会が計画を作成することは難しいと聞いているが、県として、どこまでフォローできるのか。

A 計画作成支援だけでなく消防訓練を実施するなど、拠点訓練の実施事業にて、訓練実施の推進を図っている。

Q 市町村とのミーティングはどのくらいの頻度で開催しているのか。

A 毎年5月に実施している。

(2) 委員所見

福岡県では、総合的な防災ハンドブックとあわせて、要配慮者の個別性を的確にとらえた防災ハンドブックを、マクロとミクロの視点から作成することで、各市町村に対する支援及び要配慮者に対するきめ細やかな支援の双方に力を入れている。本市においても、各区局連携で防災力向上と要配慮者支援に力を入れていくべきことを学んだ。

また、著作権フリーの福岡県防災ハンドブックは、各自治体が特徴的な災害や必要とされる情報を選択し、地域の特性に応じた防災ハンドブックを作成することを可能にする、大変有用な取組と考える。本市においては、18区にて、防災ハンドブックが作成されているが、他都市のハンドブックの良い所を吸収し、改定していくことも必要と考える。



(福岡県議会前にて)



(会議室にて)